

令和4年度

第2回酒田市国民健康保険運営協議会

次 第

日時：令和5年2月7日（火）
午後2時30分～
場所：市役所3階 第二委員会室

委嘱状交付

1. 開 会
2. 委員自己紹介
3. 市長あいさつ
4. 臨時議長選出
5. 会議録署名委員の指名
6. 会長選出
7. 会長代理選出
8. 協議案件
 - (1) 令和4年度 酒田市国民健康保険特別会計3月補正予算（案）について
 - (2) 令和4年度 酒田市国民健康保険税収納状況について
 - (3) 令和5年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）について
 - (4) 令和5年度 酒田市国民健康保険特別会計予算（案）について
9. そ の 他
10. 閉 会

酒田市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日まで)

被保険者を代表する委員（3名）

氏 名	職 業	備 考
渡 辺 和 紀	農 業	新任
板 垣 智 則	税 理 士	新任
長 谷 川 明 子	自 営 業	新任

保険医又は保険薬剤師を代表する委員（3名）

氏 名	職 業	備 考
菅 原 貴 子	医 師	
富 樫 正 幸	歯科医師	
堀 緑	薬 剤 師	

公益を代表する委員（3名）

氏 名	職 業	備 考
阿 部 建 治	酒田市自治会連合会連絡協議会会長	
桐 澤 聡	酒田市社会福祉協議会事務局長	
阿 部 公 一	東北公益文科大学教授	

被用者保険等保険者を代表する委員（1名）

氏 名	職 業	備 考
原 田 伸 子	公立学校共済組合山形支部事務局次長	新任・欠席

令和4年度酒田市国民健康保険運営協議会関係職員

役 職		氏 名	備考
健康福祉部長		白 畑 真 由 美	
税務課長		齋 藤 康 一	
納税課長		池 田 郁 雄	
市民課長		守 屋 純	
健康課長		小 田 雅 之	
高齢者支援課長		山 口 美 穂	
国保年金課長		平 井 雅 史	
国 保 年 金 課	課長補佐	草 刈 充	
	国保主査	鈴 木 康	
	国保係長	佐 藤 義 夫	

令和4年度 第2回

酒田市国民健康保険運営協議会資料

酒田市健康福祉部国保年金課

令和４年度３月補正予算（案）の概要について

国民健康保険特別会計

△１６６，４６８千円

（歳入）

（１）国民健康保険税

△２２，６１７千円

収納見込みの減

（２）国庫支出金

△３，９２５千円

新型コロナの影響による国保税減免分に対する国の財政支援の変更等による減

（３）県支出金

△３１５，１８０千円

医療費の減少に伴う普通交付金の減等

（４）財産収入

４６８千円

貯金にあたる基金運用利子の増

（５）繰入金

１７８，１０４千円

決算見込による基金繰入金の増等

（６）諸収入

△３，３１８千円

第三者納付金の実績見込みの減等

（歳出）

（１）総務費

△１４，０２６千円

決算見込みによる人件費及び委託料の減

（２）保険給付費

△３２７，５１０千円

医療費の実績及び決算見込みの減

（３）保健事業費

１，２５０千円

決算見込による委託料の増等

（４）基金積立金

４６８千円

貯金にあたる基金運用利子の積立ての増

（５）諸支出金

１７３，３５０千円

令和３年度保険給付費等交付金（普通交付金）の確定に伴う償還金の増等

令和４年度 国保特別会計３月補正予算（案）

【歳 入】

（単位：千円）

科 目	当初	９月補正	１２月補正	３月補正	計
国民健康保険税	1,554,703			△ 22,617	1,532,086
使用料及び手数料	801				801
国庫支出金	3,953		208	△ 3,925	236
（国庫補助金）災害臨時特例補助金	3,953			△ 3,925	28
（国庫補助金）社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0		208		208
県支出金	7,931,365		1,078	△ 315,180	7,617,263
（県補助金）保険給付費等交付金（普通交付金）	7,743,783			△ 290,180	7,453,603
（県補助金）保険給付費等交付金（特別交付金）	187,582		1,078	△ 25,000	163,660
財産収入	272			468	740
国保財政調整基金利子収入	272			468	740
繰入金	1,091,445		△ 208	178,104	1,269,341
（一般会計繰入金）一般会計繰入金	304,526		△ 208	66,819	371,137
（一般会計繰入金）保険基盤安定制度繰入金	449,469			25,928	475,397
（一般会計繰入金）未就学児均等割保険税繰入金	2,758				2,758
（基金繰入金）国保財政調整基金繰入金	334,692			85,357	420,049
繰越金	2	5,139			5,141
療養給付費交付金繰越金	1	5,139			5,140
その他繰越金	1				1
諸収入	31,890			△ 3,318	28,572
（雑入）延滞金及び過料	19,101				19,101
（雑入）滞納処分費	1				1
（雑入）第三者納付金	10,000			△ 6,000	4,000
（雑入）返納金	1,001			2,500	3,501
（雑入）償還金	1,786			△ 500	1,286
（雑入）雑入	1			682	683
計	10,614,431	5,139	1,078	△ 166,468	10,454,180

補正後基金残高	2,104,203	2,109,342	2,109,342	2,024,452
---------	-----------	-----------	-----------	-----------

【歳 出】

科 目	当初	9月補正	12月補正	3月補正	予備費充用 及び流用増減	計
総務費	250,130			△ 14,026		236,104
保険給付費	7,804,002		1,078	△ 327,510	89	7,477,659
一般被保険者療養給付費	6,685,000			△ 320,000		6,365,000
退職被保険者等療養給付費	100					100
一般被保険者療養費	43,920			△ 4,950		38,970
退職被保険者等療養費	52					52
一般被保険者高額療養費	1,026,600					1,026,600
退職被保険者等高額療養費	180				△ 98	82
一般被保険者高額介護合算療養費	1,164				98	1,262
退職被保険者等高額介護合算療養費	90					90
移送費	100					100
出産育児一時金	15,120			△ 3,360		11,760
葬祭費	9,600			1,100		10,700
傷病手当金	420		1,078		89	1,587
審査支払手数料	21,656			△ 300		21,356
国民健康保険事業費納付金	2,426,162					2,426,162
医療給付費分	1,631,818					1,631,818
後期高齢者支援金等分	592,679					592,679
介護納付金分	201,665					201,665
共同事業拠出金	10					10
保健事業費	113,506			1,250		114,756
基金積立金	272	5,139		468		5,879
国保財政調整基金積立金	272	5,139		468		5,879
諸支出金	19,349			173,350		192,699
償還金	17,563			173,850		191,413
高額療養費貸付金	1,408			△ 500		908
出産育児一時金貸付金	378					378
予備費	1,000				△ 89	911
計	10,614,431	5,139	1,078	△ 166,468	0	10,454,180

令和4年度 酒田市国民健康保険税収納状況について(12月末現在)

1 12月末現在の収納状況

- 現年課税分の調定額は15億1,894万8千円、前年同期比では昨年と同様に1億8,729万9千円の大幅な減少となっています。
これは、被保険者が減少していることに加え、税率を全加入者平均で2.38%引き下げたことによるものです。税率の引き下げは、今年度で3年連続となります。
- 収納率については、前年同期比では現年課税分0.67ポイント、滞納繰越分2.69ポイント、全体で1.28ポイント上昇しています。
- まだ年度途中ではあるものの、最終的な決算ベースでは、令和3年度を超え、過去最高の収納率となる可能性があります。
- 引き続き、加入者の状況に応じた納付相談や適正な滞納処分などを行い、国保財政の安定化と負担の公平性の維持に努めます。

2 収納状況表

(単位：千円、端数四捨五入)

		予算現額	調定額(a)	前年同期比 増 減	収入済額(b)	前年同期比 増 減	収納率 (b/a)%	前年同期比 増減ポイント
現年課税分	4年度	1,480,203	1,518,948	△ 187,299	985,121	△ 110,194	64.86%	0.67
	3年度	1,543,303	1,706,247	△ 182,070	1,095,315	△ 118,607	64.19%	△ 0.10
	2年度	1,718,000	1,888,317	△ 247,924	1,213,922	△ 116,182	64.29%	2.03
滞納繰越分	4年度	74,500	302,027	△ 52,906	67,932	△ 2,337	22.49%	2.69
	3年度	90,800	354,933	△ 59,239	70,269	△ 19,290	19.80%	△ 1.82
	2年度	94,600	414,172	△ 56,060	89,559	△ 705	21.62%	2.42
合計	4年度	1,554,703	1,820,975	△ 240,205	1,053,053	△ 112,531	57.83%	1.28
	3年度	1,634,103	2,061,180	△ 241,309	1,165,584	△ 137,897	56.55%	△ 0.06
	2年度	1,812,600	2,302,489	△ 303,984	1,303,481	△ 116,887	56.61%	2.12

3 出納閉鎖期に向けた取り組み

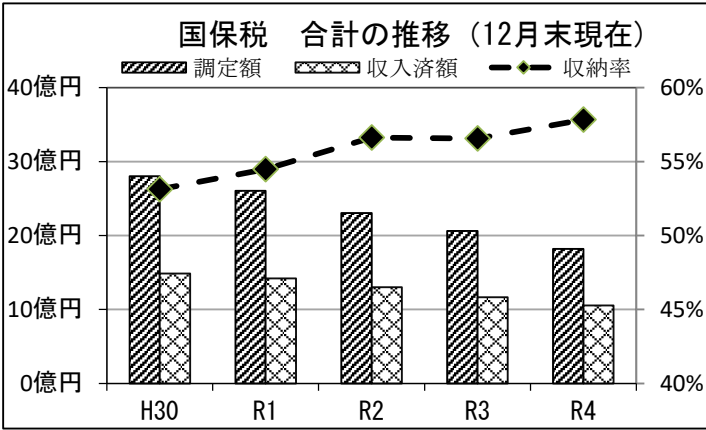
- ① 滞納者への文書及び電話による催告の実施
- ② 世帯状況に応じた納付相談の実施
- ③ 預金照会システムによる財産の早期発見、差押えの実施

4 納付方法が多様に

令和5年度から、納付書に地方税統一QRコードが印刷されます。このQRコードの活用により、ほぼ全国の金融機関からの納付が可能になります。

また、「地方税お支払サイト」(右のQRコード参照)から、クレジットカード払いやインターネットバンキングによる納付も可能になります。

注意：当サイトは令和5年3月1日からの公開となります。



地方税お支払サイト

令和 5 年度酒田市国民健康保険事業計画（案）の概要

概 要

平成 30 年度から県と市町村の共同運営による国保の県単位化が実施され、県が財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き各地域のきめ細かな事業を担うこととされた。

県単位化後の国保は、県が策定した「山形県国保運営方針」（平成 30 年度～令和 5 年度、令和 2 年度に中間見直し）の共通認識の下、県と市町村による共同運営が図られている。令和 3 年度からは今後の保険税水準の統一、及び事務の標準化に向け、それぞれの作業部会を設置し議論を行っている。

本市においては、国保財政調整基金を活用し、令和 2 年度から 3 年連続で国保税率の引き下げを行い、加入者の負担軽減を図っているが、今後の県単位化の影響を注視しつつ、健全な運営を図りながら、令和 5 年度は以下の事業に重点的に取り組んでいく。

重点事業

【市町村事務処理標準システムの稼働】

市町村が行う資格管理・賦課・給付等の国保業務を支援するために国が開発した市町村事務処理標準システムを、令和 5 年 2 月に稼働。事務の効率化、経費の削減等を図る。

【データヘルス計画に基づく保健事業の推進】

第 2 期計画（令和 5 年度まで）に基づき、特定健診受診率向上対策、特定健診受診者フォローアップ、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

また、令和 6 年度からの第 3 期データヘルス計画策定について、健康課、関係機関等と協力し作成する。

【特定健診・特定保健指導】

第 3 期計画（令和 5 年度まで）に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診率等の達成を目指すとともに、次期計画策定を視野にいれながら、引き続き健康課、関係機関等と連携を図り、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努める。

【新型コロナウイルス感染症に係る対応】

国保税の減免・徴収猶予、傷病手当金の支給、各種手続の郵送、オンライン化等のこれまでの対応を踏まえつつ、感染法上の位置づけ移行による国の政策動向を注視しながら対応していく。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】

令和 4 年度より 75 歳以上の高齢者に対する保健事業の一体的実施を関係課とともに実施している。引き続き、健康づくり、介護、国保、高齢者医療などの関係各課と相互に連携し取り組む。

【オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う取組】

令和 3 年 10 月から開始された、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムの運用（マイナンバーカードの保険証利用）について、被保険者への周知を図る。

令和５年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）

I 概 要

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成３０年度から県と市町村が国民健康保険を共同で運営する国保の県単位化が実施された。これにより、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うとともに市町村は県に国保事業費納付金を納付、県は市町村に保険給付に必要な費用として保険給付費等交付金を交付するなど、財政運営の仕組みが大きく変化した。また、県と市町村が保険者の事務を共通認識のうえ、統一的な国保運営を行うこととなっており、県が策定した「山形県国民健康保険運営方針（平成３０年度～令和５年度）」が中間年となる令和２年度に見直しが行われ、保険税水準の統一に関する議論を深めるとともに、事務の標準化に向けた取り組みを行うため、それぞれの作業部会を令和３年度に設置し、議論を行っている。

酒田市国保においては、国保財政調整基金を活用し、令和２年度から３年連続で国保税率の引き下げを行い、加入者の負担軽減を図っているが、今後の県単位化の影響を注視しつつ、健全な運営を図るため、以下の事項に重点的に取り組む。

１ 国保財政健全化対策

(1) 国・県の公費

より一層の経営努力と安定した財政運営が可能な交付金等の確保に努める。

(2) 国民健康保険税

本市における直近年度の収納率については、収納率向上対策等により前年度を上回っている状況であるが、今後の社会・経済情勢の影響による低下も懸念される。税財源及び負担の公平性を確保するためにも、引き続き、収納対策の充実に取り組むこととし、現年度分の収納率は（※）９３．８１％を目標とする。

また、市広報、ホームページ、国保さかた等を通じて市民に国保財政の状況や制度等を丁寧に周知し、納税意識の高揚に努める。

（※）山形県国民健康保険運営方針における令和５年度目標収納率

２ 収納率向上への対策

(1) 市税等収納率向上特別対策本部活動方針に基づき、以下の対策により税収の確保を図る。

- ① 「滞納を繰り越さない。その年に課税された税金はその年に徴収する。」という納税本来のあり方を推進する。
- ② 関係機関と連携した租税教育の取組などにより、税に対する理解を深め、納税意識の醸成を図る。
- ③ インターネット等による公売を継続する。

- ④ 研修会等により実務知識の習得に努め、困難な事案に対処できる人材を育成する。
- ⑤ 地方税統一QRコード（eL-QR）を活用し、納税者の利便性の向上に努める。

3 医療費適正化への対策

(1) レセプト点検の充実

- ① レセプト点検業務を国保連合会及び民間業者に全面委託することにより、点検効果の向上、医療費の適正化に努める。（内容点検効果額は、全国平均の額を目標とする。）
- ② 第三者行為求償事務を豊富な知識と高い専門性を有する国保連合会に委託することにより、求償事務の取組強化を図るとともに、自損行為、不当利得の給付の適正化に努める。（新聞等の情報活用）
- ③ レセプト点検により発見された、重複受診者、頻回受診者、重複服薬者への保健師・在宅看護師による戸別訪問指導を実施する。
- ④ 介護保険との給付調整の適正化に努める。
- ⑤ 柔道整復施術療養費については、令和4年度より県の柔道整復施術療養費適正化事業の開始に移行し、患者調査の実施や、コールセンターの設置による照会対象者からの問合せ対応を行う。

(2) 医療費通知の実施

被保険者から医療費に関心をもってもらうとともに、受診内容の確認のため、医療費通知を年6回・通算して1年分の発行を行う。

(3) ジェネリック医薬品差額通知の実施

ジェネリック医薬品の利用促進のため、現在使用している医薬品との自己負担額に一定額の差額を生じる方に対して年3回通知し、数量ベースでの使用率85.5%を目標とするとともに、県連合会設置のコールセンターにおいて被保険者からの問合せ対応を行う。

(4) 医療費動向の分析

- ① 国保データベース（KDB）システム等を活用し、医療費諸率の調査、分析等を行い、医療費適正化対策に活用する。
- ② 医療費分析及び疾病統計分析の結果を、地域における保健事業、戸別訪問指導に活用する。
- ③ 特定健康診査等データを活用し、健康課題の分析を行う。

(5) 医療情報ネットワーク（ちようかいネット）を通じた健康診断等情報の提供

同意があった国保被保険者の健康診断等情報を、ちようかいネットを通じて参加医療機関等に提供を行う。これにより、受診者の健康診断等情報が共有され、検査等の重複防止等、効率的な医療の提供に資する。

(6) 健康づくりの推進に向けた包括的事業連携協定による全国健康保険協会山形支部との連携

市民の健康づくりの推進に向け、相互に連携・協力した取り組みを通じて、市民の一層の健康的な生活の実現を図るために、平成28年度に締結した包括的事業連携

協定に基づき、特定健診受診案内の連携した広報による各種検診の受診促進、検診結果・医療費情報等の統計データの共有等を行う。

(7) 花王健康保険組合との連携

花王健保組合加入のシニア層が退職などにより本市国保に移行した後も健康を保持できるように、加入時から自治体の取り組みを意識した健康事業を取り入れてもらうため、本市で開催される健康づくり事業の紹介などの情報提供を行う。

4 適用適正化への対策

- (1) 国民年金の加入者、喪失者、及びオンライン資格システム上の資格重複者に対する届出勧奨通知を実施し、早期の適用適正化に努める。
- (2) 年金情報及びオンライン資格確認による資格重複情報を活用した職権での資格喪失処理を実施し、適正な資格管理に努める。
- (3) 1月～2月を適用適正化月間とし、関係課とともに適正化を推進する。
- (4) 新規適用者の遡及確認を徹底する。
- (5) 被保険者資格等の適正な把握に努める（未申告世帯に対するお知らせ、高額療養費や限度額適用認定証等の申請時における申告指導）。
- (6) 遡及加入・喪失は滞納につながりやすいため、届出が遅延しないよう商工会議所・商工会を通じ事業主への協力を依頼する。
- (7) 居所不明者の実態調査及び資格喪失処理については、事務処理要綱に基づいて納税課、市民課との連携のもと効率的に行う。
- (8) マル学の該当・非該当届について、市民課等と連携のうえ確実かつ効率的に実施する。

5 保健事業の充実

(1) 健康づくり事業の推進

- ① 特定健診及び人間ドックの受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療により健康の保持・増進と医療費の適正化に努める。
- ② 特定健診の受診率向上のため、経年未受診者への受診勧奨等を行う。
- ③ 食生活改善推進員と連携し、各種栄養教室等を開催する。
- ④ 広報誌等により健康教育を推進する。
- ⑤ 健康課、医師会、庄内保健所等と連携し、がん検診受診率の向上に努める。

(2) 在宅看護師による保健指導

- ① 国保新規加入の定年退職年代の方等に対して、在宅看護師による疾病の予防や健康づくりを中心とした保健指導を実施する。
- ② 人間ドック要精検者に対し、健康管理についての保健指導を行う。

(3) データヘルス計画（第2期）に基づく保健事業の推進

① 特定健診未受診者対策

経年未受診者への受診勧奨の強化、40歳到達者への無料クーポン券送付による受診勧奨

- ② 早期介入保健指導
３５歳から３９歳までの若年者健診対象者に対する受診勧奨及び健診料金の助成
- ③ 特定健診受診者へのフォローアップ
特定健診の結果を踏まえた医療機関への適切な受診勧奨
- ④ 健康教育
糖尿病・高血圧症予防の教室、運動教室の実施

６ 広報及び職員の研修体制

(１) 広報事業の充実

- ① 制度改正についての市広報及びホームページへの記事掲載、酒田エフエム放送、市政情報モニター等でのＰＲ、医療費通知及びジェネリック差額通知の摘要欄の活用、制度概要等のパンフレットを市窓口等へ配置する。
- ② 「国保さかた」の年４回の広報折り込みを行うとともに、周知事項については必要に応じて随時広報等に掲載する。
- ③ ジェネリック医薬品の利用促進のため、更新時に送付する保険証の台紙の裏面に希望シールを添付するとともに、パンフレットを窓口へ配置する。
- ④ 山形県保険者協議会との共同広報キャンペーンとして、窓口へのチラシ配置、ホームページへの掲載を行う。

(２) 職員の研修体制の充実

- ① 国、県、国保連合会、国保中央会主催の各種研修会に積極的に参加し、資質の向上を図る。
- ② 新規配属職員などに対し、新たな制度運用等に関する課内研修及び国保関係課合同研修を実施する。
- ③ 業務マニュアル等の作成・活用により、課全体の業務の理解を深め、課内の意思疎通、市民サービスの向上に努める。
- ④ 市民対応の質の向上のため、課内接遇研修を実施する。

７ 重点事業

(１) 国民健康保険財政の健全な運営

今後も、高齢化の進展等により一人当たり医療費の増加が見込まれるものの、引き続き国民健康保険事業を安定的に実施していくため、国保税収納率向上対策の実施や市民に対する納税意識の高揚を図りながら歳入確保に努めるとともに、医療費適正化対策により一人当たり医療費の伸びの抑制に努め、国保財政の健全な運営を図っていく。

(２) 市町村事務処理標準システムの稼働

市町村が行う資格管理、賦課、給付等の国保業務を支援するために国が開発した市町村事務処理標準システムを、令和５年２月に稼働。市町村事務処理標準システムの導入により、事務の効率化、経費の削減等を図る。

(３) 新型コロナウイルス感染症に係る対応

【資料３－２】

国保税の減免・徴収猶予、傷病手当金の支給等、これまでの対応を踏まえつつ、感染症法上の位置づけ移行による国の政策動向を注視しながら対応していく。

① 国保税の減免・徴収猶予

所得の減少等により納付が著しく困難になったと認められる方の減免
事業等の収入に相当の減少があったと認められる方の徴収猶予

② 傷病手当金の支給

給与の支払いを受けている方で、感染または感染が疑われ、療養のために就労
予定日に就労できなかった方への支給

③ 各種手続きの郵送及びオンライン対応

国保の脱退や高額療養費の申請等、郵送による手続きが可能な場合は、返信用
封筒を同封し郵送手続きを主とする。また、国民健康保険被保険者証の再発行手続
き等のオンライン対応を推進する。

④ 来庁者に対する対応

アクリルパネルの窓口設置による飛沫防止、カウンター及び筆記台等の消毒、
啓発ちらしの配置

(4) 特定健診・特定保健指導の推進

平成３０年度から令和５年度までの６か年を期間とする第３期計画に基づき、特定
健診・特定保健指導を実施し、目標受診実施率の達成を目指していく。

引き続き健康課、関係機関等と連携を取りながら、特定保健指導対象者の減少率な
どのデータ把握や受診率向上対策に努めていく。

(5) データヘルス計画に基づく保健事業の推進

平成３０年度から令和５年度までの６か年を期間とする第２期計画に基づき、特定
健診受診率向上対策事業、特定健診受診者フォローアップ事業、糖尿病・高血圧症予
防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

また、令和６年度からの第３期データヘルス計画策定について、健康課、関係機関
等と協力し作成する。

(6) オンライン資格確認等システムの運用

令和３年１０月から開始された、マイナンバーカードによるオンライン資格確
認等システムの運用（マイナンバーカードの保険証利用）について、被保険者へ
の周知を図る。

(7) 各種申請手続きの簡素化・効率化

高額療養費の支給申請手続の簡素化や、基準収入額適用について対象者からの申請
を不要にするなどに取り組んできたが、今後も被保険者の利便性を考慮した簡素化・
効率化を進める。

(8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

令和４年度より７５歳以上の高齢者に対する保健事業の一体的実施を関係課とと
もに実施している。引き続き、健康づくり、介護、国保、高齢者医療などの関係各課
と相互に連携し取り組む。

令和５年度予算（案）の概要について

＜令和５年度予算の方針＞

１ 新型コロナウイルス感染対応

- ・収入の減による国保税の減免及び徴収猶予 ・傷病手当金の支給
- ・高額療養費に係る申請手続きの郵送化、及び全世帯の支給手続きの簡素化
- ・国民健康保険被保険者証の再発行等に係るオンライン申請

２ 収納率向上対策

- ・引き続き期限内納付を促すとともに、キャッシュレス化や納税者の利便性向上のために口座振替及びスマホ決済を促進する。

３ 保健事業等の充実

- ・各種保健事業（特定健診・特定保健指導の実施、人間ドック助成事業等）等の促進により、加入者の健康増進と健康寿命の延伸につなげ、医療費の適正化を図る。

国民健康保険特別会計

１０，３１２，２４９千円

（歳 入）

＜主な歳入の増減＞

- ・国民健康保険税（対前年度比：△１３５，７００千円）
課税所得及び被保険者数の減（年間平均：21,012人 → 19,846人）
- ・県支出金（対前年度比：△２３０，７５４千円）
医療費の減見込みによる保険給付費等交付金（普通交付金）の減額
- ・繰入金（対前年度比：６５，６９０千円）
国保税収の減等による国保財政調整基金繰入金の増額

◆主な歳入

（１）国民健康保険税 １，４１９，００３千円

（２）県支出金 ７，７００，６１１千円

保険給付費等交付金（普通交付金）

市町村が支払う保険給付費に要する費用

保険給付費等交付金（特別交付金）

保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金、特定健康診査等負担金

（３）繰入金 １，１５７，１３５千円

一般会計繰入金（事務費、財政安定化支援、出産育児一時金の2/3など）、

保険基盤安定制度繰入金（保険税軽減分・保険者支援分）、国保財政調整基金繰入金

（４）諸収入 34,462千円
延滞金、第三者納付金、返納金及び償還金など

（歳 出）

＜主な歳出の増減＞

- ・保険給付費（対前年度比：△245,097千円）
一人当たりの医療費の伸び率は微増を見込むものの、被保険者数が減少するため。
- ・国民健康保険事業費納付金（対前年度比：△18,701千円）
県全体の納付金算定基礎額から減算される前期高齢者交付金が増加したため。

◆主な歳出

- （１）総務費 214,254千円
国保事業を運営するための一般事務費
- （２）保険給付費 7,558,905千円
療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等に係る経費
- （３）国民健康保険事業費納付金 2,407,461千円
市町村の医療費水準や所得水準に応じて県が算定する納付金
- （４）保健事業費（※別紙資料参照） 113,394千円
- （５）諸支出金 16,985千円
国保税の還付等に係る償還金、高額療養費及び出産育児一時金の貸付金など
- （６）予備費 1,000千円
不測の事態に備えるための経費

令和5年度 国保特別会計 当初予算（案）

【歳入】

(単位：千円)

科 目	予算額			伸 率 (C/A)
	令和4年度(A)	令和5年度(B)	増減(C)	
国民健康保険税	1,554,703	1,419,003	△ 135,700	△ 8.7%
医療分	995,501	911,601	△ 83,900	△ 8.4%
後期高齢者支援金等分	408,701	376,651	△ 32,050	△ 7.8%
介護分	150,501	130,751	△ 19,750	△ 13.1%
使用料及び手数料	801	751	△ 50	△ 6.2%
国庫支出金	3,953	36	△ 3,917	△ 99.1%
災害臨時特例補助金	3,953	36	△ 3,917	△ 99.1%
県支出金	7,931,365	7,700,611	△ 230,754	△ 2.9%
保険給付費等交付金（普通交付金）	7,743,783	7,528,297	△ 215,486	△ 2.8%
保険給付費等交付金（特別交付金）	187,582	172,314	△ 15,268	△ 8.1%
財産収入	272	249	△ 23	△ 8.5%
繰入金	1,091,445	1,157,135	65,690	6.0%
一般会計繰入金	304,526	281,685	△ 22,841	△ 7.5%
保険基盤安定制度繰入金	449,469	447,082	△ 2,387	△ 0.5%
未就学児均等割保険税繰入金	2,758	2,553	△ 205	△ 7.4%
基金繰入金	334,692	425,815	91,123	27.2%
繰越金	2	2	0	0.0%
諸収入	31,890	34,462	2,572	8.1%
歳入合計	10,614,431	10,312,249	△ 302,182	△ 2.8%
国保財政調整基金残高見込み	1,805,412	1,598,886	△ 206,526	△ 11.4%

【歳 出】

(単位：千円)

科 目	予算額			伸 率 (C/A)
	令和4年度(A)	令和5年度(B)	増減(C)	
総務費	250,130	214,254	△ 35,876	△ 14.3%
総務管理費	229,425	193,631	△ 35,794	△ 15.6%
徴税費	18,525	18,464	△ 61	△ 0.3%
運営協議会費	666	419	△ 247	△ 37.1%
趣旨普及費	1,514	1,740	226	14.9%
保険給付費	7,804,002	7,558,905	△ 245,097	△ 3.1%
療養給付費	6,685,100	6,400,100	△ 285,000	△ 4.3%
療養費	43,972	43,972	0	0.0%
高額療養費	1,026,780	1,061,081	34,301	3.3%
高額介護合算療養費	1,254	1,395	141	11.2%
移送費	100	101	1	1.0%
審査支払手数料	21,656	21,656	0	0.0%
出産育児一時金	15,120	18,000	2,880	19.0%
葬祭費	9,600	10,200	600	6.3%
傷病手当金	420	2,400	1,980	471.4%
国民健康保険事業費納付金	2,426,162	2,407,461	△ 18,701	△ 0.8%
医療給付費分	1,631,818	1,582,898	△ 48,920	△ 3.0%
後期高齢者支援金等分	592,679	631,786	39,107	6.6%
介護納付金分	201,665	192,777	△ 8,888	△ 4.4%
共同事業拠出金	10	1	△ 9	△ 90.0%
共同事業拠出金	10	1	△ 9	△ 90.0%
保健事業費	113,506	113,394	△ 112	△ 0.1%
特定健康診査等事業費	81,739	81,509	△ 230	△ 0.3%
保健事業費	31,767	31,885	118	0.4%
基金積立金	272	249	△ 23	△ 8.5%
諸支出金	19,349	16,985	△ 2,364	△ 12.2%
償還金及び還付加算金	19,349	16,985	△ 2,364	△ 12.2%
予備費	1,000	1,000	0	0.0%
歳出合計	10,614,431	10,312,249	△ 302,182	△ 2.8%

【参 考】

区 分	令和4年度(A)	令和5年度(B)	増減(C)	伸率(C/A)
療養諸費費用額	9,061,604千円	8,677,817千円	△ 383,787千円	△ 4.2%
年間平均被保険者数	21,012人	19,846人	△ 1,166人	△ 5.5%
一人当たり医療費	431,259円	437,258円	5,999円	1.4%

令和5年度 保健事業の概要

＜取組方針＞

平成30年3月に策定した「酒田市国民健康保険データヘルス計画〔第2期〕・特定健診等実施計画（第3期）」及び令和2年度に実施した両計画の中間評価に基づき、被保険者の健康保持や医療費適正化に向けた事業に積極的に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を含めた環境の変化に適宜対応し、より効果的な保健事業を推進する。

○特定健康診査等事業費（予算額 81,509,000円）

高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者に義務付けられたメタボリックシンドロームに着目した特定健診及び特定保健指導を行う。

（1）特定健診（目標受診率：60％）

対象者・・・40歳～74歳の国民健康保険被保険者

（2）特定保健指導（目標実施率：60％）

対象者・・・健診の結果により「積極的支援」及び「動機付け支援」に区分された方
内 容・・・生活習慣病予防に向けた保健師・管理栄養士等による計画的指導

（3）特定健診未受診者対策事業

・経年未受診者への受診勧奨、40歳の国保加入者に特化した受診勧奨

	目標値
勧奨者（経年未受診者）の受診割合	20%
勧奨者（40歳到達者）の受診割合	30%

（4）特定健診受診者フォローアップ事業

・血糖要受診者、血圧要受診かつ血糖要指導者に対する個別結果説明と受診勧奨等

	目標値
受診勧奨判定値を超えている者の医療機関受診率	50%

○保健事業費（予算額 31,885,000円）

健康教育、健康相談、健康診査その他被保険者の健康の保持増進のために次のような事業を行う。

（1）人間ドック助成事業

・本市で行う人間ドックを受診する40歳以上の国保被保険者に対し費用の一部を助成

（2）地域保健サービス事業

・在宅看護師等の電話指導により健康づくり指導や適正受診を図る

（3）生活習慣改善事業

・食生活改善や適度な運動による健康づくりを推進するため各種教室を開催

（4）広報活動事業

・「国保さかた」の発行（年4回）

（5）医療費適正化事業

・医療費通知の発行（年6回）、ジェネリック医薬品差額通知（年3回）の発行、コールセンターの活用（国保連合会共同処理）

	目標値
ジェネリック医薬品の使用率（数量ベース）	85.5%

※国の目標値 80%以上

（6）早期介入保健指導事業

・若年者（35～39歳の国保被保険者）健診の受診勧奨及び健診料金への助成

（7）健康教育

・糖尿病・高血圧予防教室、運動教室の開催

酒田市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

出産育児一時金については、令和4年1月1日以後の出産から40万8,000円（本体部分）に、産科医療補償制度の掛金分1万2,000円を加算し、総額42万円を支給していますが、令和5年4月1日より、出産育児一時金の本体部分の額を48万8,000円に改めるものです。

なお、産科医療補償制度の掛金分に変更はありません。

	改正前	改正後	増減
本体分	40万8,000円	48万8,000円	8万円増
掛金分	1万2,000円	1万2,000円	増減なし
合 計	42万円	50万円	8万円増

※産科医療補償制度とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、出生した子が脳性まひとなった場合、子の保護者に補償金となる保険金を支払うとともに、原因分析や再発防止を行うもので、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営しています。

3 施行期日

令和5年4月1日

市税の納付方法をご案内します

ご希望の納付方法をご確認ください



クレジットカード払い

New



インターネットバンキング

New



スマートフォン決済



金融機関窓口



コンビニエンスストア店舗



口座振替

詳しくは【裏面】をご覧ください。

令和 5 年 4 月から



地方税統一QRコード(eL-QR)による納付 **New**

24時間365日、いつでもどこでも納付いただけます。

えるきゅーあーる
おしえて、eL-QR!

Q. 地方税統一QRコード「eL-QR」ってなに？

A. “えるきゅーあーる”と読みます。QRコードを使うと、様々な納付方法が利用できます！

Q. 市税ぜんぶの納付に「eL-QR」が使えますか？

A. 市・県民税（個人・普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、
国民健康保険税（普通徴収）の納付書に eL-QR が印字され、利用することができます。
納付書に （eL マーク）、eL-QR、eL 番号のいずれか、または全部が記載されます。



クレジットカード払い



インターネットバンキング

● eL-QR が印字された納付書をお手元にご用意のうえ、
「地方税お支払サイト」にアクセスし納付してください。



スマートフォン決済

- ご自分のスマホの決済アプリで eL-QR を直接読み込んで、決済（納付）してください。
- コンビニ納付用バーコードでは決済できません。
- アプリによっては、決済上限額が設定されている場合があります。上限以上の場合は別の方法で納付してください。



金融機関窓口

納付手数料無料で
ご利用いただけます **¥0 FREE**

- 市指定金融機関のほか、全国の eL-QR 対応金融機関窓口で納付できるようになります。
- 窓口での納付方法は、変更ありませんので、納付書を各金融機関窓口へお持ちいただき納付してください。
- 市役所納税課窓口、各総合支所でも納付できます。



eL-QR による納付方法など、詳しくは・・・

地方税お支払サイト 検索

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



全国の地方税統一QRコード(eL-QR)
対応金融機関は、こちらで確認

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>



利用可能チャネル欄に **窓口(QR)** の表示
があれば対応可能



コンビニエンスストア納付

納付手数料無料で
ご利用いただけます

¥0
FREE

バーコードが印刷された納付書は、曜日や時間を気にせず全国のコンビニエンスストアで納付できます。

納付できる税目

市・県民税（個人・普通徴収）、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）

納付できるコンビニエンスストア

納付書の裏面に記載しています。

※ 予告なく変更する場合があります。



● コンビニエンスストアでは、次の納付書は使用できません。コンビニ以外の方法で納付してください。

× 有効期限を過ぎたもの

× 納付書 1 枚の金額が **30 万円を超えるもの**
（バーコードの印刷がありません）



口座振替による納付

納付手数料無料で
ご利用いただけます

¥0
FREE

ご指定の口座から自動で振替納付できる、便利で安心な口座振替もご利用いただけます。

納付（振替）できる税目

市・県民税（個人・普通徴収）、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）

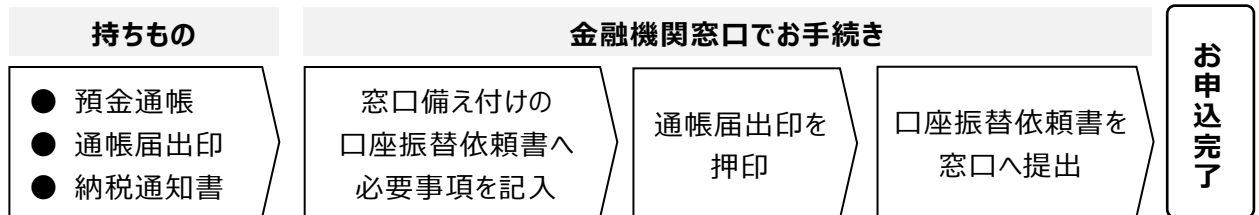
取扱できる金融機関

荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、鶴岡信用金庫、
東北労働金庫、庄内みどり農業協同組合、
酒田市袖浦農業協同組合、鶴岡市農業協同組合、
庄内たがわ農業協同組合、余目町農業協同組合、
山形県漁業協同組合、ゆうちょ銀行

お申し込み方法

口座振替のお申し込みは、**A** 取扱金融機関の窓口からと **B** インターネット（Web）からの 2 つがあります。

A 取扱金融機関の窓口で申込み



※ 受付から振替可能まで 1 ～ 3 週間ほどかかりますので、振替の開始時期は、申込み時に金融機関窓口にてご相談ください。（特に市外の店舗から申込まれる場合は、日数に余裕をもってお手続きください。）

B インターネット（Web）から申込み【荘内銀行、山形銀行の 2 行のみ】



※ 対象金融機関預金口座のキャッシュカードをお持ちの個人の方のみご利用になれます。



お問い合わせ

山形県 酒田市役所 〒998-8540 酒田市本町 2 丁目 2 番 4 5 号

納税課 管理係 ☎ **0234(26)5813/5720** ✉ nozei@city.sakata.lg.jp